

院外処方箋疑義照会簡素化プロトコル

※麻薬については、院外処方箋疑義照会簡素化プロトコルの適用と致しません。

※⑧～⑨に対して変更を行った場合、トレーシングレポートでの報告をお願いします。

1. 疑義照会の不要な例

下記に疑義照会不要例を示しますが、必ず患者さんに価格、服用方法等を説明後、同意を得て変更を行ってください。また、変更後は、必ずお薬手帳にその旨を明記してください。

① 成分名が同一の銘柄変更すること

例：アムロジンOD錠 5mg ⇒ ノルバスクOD錠 5mg
⇒ アムロジピンOD錠 5mg「トーワ」

※商品名が変わる変更は、「後発医薬品変更可」の場合のみ可能です。

② 剤形の変更すること

例：ミヤBM錠 ⇒ ミヤBM細粒
アクトス錠 15mg ⇒ アクトス OD 錠 15mg

※用法用量が変わらない場合のみ可。

※安定性、体内動態、投薬方法等を考慮して行ってください。

※外用薬の変更は不可です。(軟膏→クリーム等の製剤の変更等は疑義照会をして下さい)

※インスリンのデバイス変更については剤形の変更として適用しません。

③ 別規格の製剤がある場合、処方規格を別の規格へ変更すること

例：5mg 錠 1回2錠 ⇒ 10mg 錠 1回1錠
40mg 錠 0.5錠（半錠） ⇒ 20mg 錠 1錠

※患者さんに（薬効、安定性、価格等）説明、同意のうえ変更してください。

④ 湿布薬や軟膏での規格変更に関すること

例：モーラスパップ 30mg(7枚入り)×6袋 ⇒ モーラスパップ 30mg(6枚入り)×7袋
マイザークリーム 0.05%(10g入り)×2本 ⇒ マイザークリーム 0.05%(5g入り)×4本

⑤ 一般名処方における調剤時の類似剤形への変更（先発品類似剤形への変更を含む）

例：【般】アムロジピン OD 錠 5mg ⇒ アムロジピン OD 錠 5mg「サワイ」
⇒ アムロジピン錠 5mg

⇒ アムロジピン内服ゼリー5mg

※一般名処方においては、下記に掲げる範囲内で変更を可能とします

- ・錠剤（普通錠）、錠剤（口腔内崩壊錠）、カプセル剤、丸剤、ゼリー剤（1回分包装の場合）、フィルム剤（口腔内崩壊剤）

※患者さんに（飲み方、価格等）説明、同意の上調剤してください。

※銘柄等については「おくすり手帳」による情報提供を徹底してください。

⑥ 処方製剤をコンプライアンス等の理由により、かかりつけ薬局の判断で粉砕や混合をすること

※安定性のデータに留意し患者様に十分説明のうえ、粉砕、混合してください。

※粉砕、混合加算を算定される場合は必ず疑義照会を行ってください。

⑦ 処方薬剤をコンプライアンス等の理由により、かかりつけ薬局の判断で一包化調剤すること

※安定性のデータに留意し患者様十分説明のうえ、一包化してください。

※一包化加算を算定される場合は必ず疑義照会を行ってください。

⑧ 外用薬の用法追記すること

※回数、部位、適用タイミング等が口答で指示されている場合

※薬歴上、あるいは患者面談上、用法が明確な場合

※トレーシングレポートによる報告をお願い致します。

⑨ ビスホスホネート製剤等の「週1回」、「月1回」製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数適正化すること

※薬歴や患者面談の上、明らかな処方間違いである場合

※トレーシングレポートによる報告をお願い致します。

⑩ 残薬調整のための投与日数の短縮すること

※薬歴上、継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整（短縮）して調剤する場合

※短縮する場合に限る（削除、延長は不可）

※頓服処方除く

※外用剤の本数変更を含む

※脳神経外科の処方除く

※トレーシングレポートによる報告をお願い致します。

※院外処方箋における「保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応」で、「保険医療機関へ疑義照会をした上で調剤」の項目にチェックがある場合は除く。この場合は指示通り疑義照会が必要となります。

2. 各種問い合わせ窓口・受付時間

- ① 疑義照会（診療、調剤に関する疑義・質疑に関すること）

平 日：8:45～17:15（薬剤部 TEL：073-424-5185（代表））

17:15以降（代表 073-424-5185 ※当直医が対応いたします）

- ② 保険（保険番号、公費負担などに関すること）

平 日：8:45～17:15（医事課 TEL：073-424-5185（代表））

尚、不明な点等ございましたら、済生会和歌山病院 薬剤部までお問い合わせ頂きますようお願いいたします。

2016年4月1日発行

2016年8月7日改訂

2018年7月9日改訂

2025年8月20日改訂